

転入・転出される方へ

～引っ越したときの投票は？～

転入や転出の届出をすると、投票する場所が変わりますが、届出してすぐに変わる訳ではありません。下の表を参考に、どこで投票できるかをご確認のうえ、投票に行きましょう。

福岡県知事選挙・県議会議員補欠選挙の投票日は4月11日(日)です

県知事選挙の期日前投票：3月26日(金)～4月10日(土)

県議会議員補欠選挙の期日前投票：4月3日(土)～4月10日(土)

※4月3日(土)からは、県知事・県議補両方の期日前投票ができます。

■久留米市に転入される方の場合■

	届出の日	投票場所・投票権の有無		
		久留米市で投票できます	旧住所地で投票できます	今回の選挙は投票できません
他の都道府県から転入された方	令和3年1月1日以前	○(※1)		
	令和3年1月2日以降			○
県内の他市町村から転入された方	令和3年1月1日以前	○(※1)		
	令和3年1月2日以降		○(※2)	

※1 投票する際に、久留米市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、転入届を提出した日が令和2年12月25日から令和3年1月1日までの方が期日前投票を行う場合は4月3日からとなります。(県知事選のみの期日前投票は4月1日から可能です。)

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き福岡県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

■久留米市から転出される方の場合■

	転出(予定)日	投票場所・投票権の有無	
		久留米市で投票できます	今回の選挙は投票できません
他の都道府県へ転出される方	令和3年3月25日以前		○
	令和3年3月26日以降	○(※1)	
県内の他市町村へ転出される方	令和3年3月25日以前	○(※2)	
	令和3年3月26日以降	○(※1及び※2)	

※1 転出(予定)日までは期日前投票等ができます。

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き福岡県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、久留米市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市選挙管理委員会事務局 電話 0942(30)9238
FAX 0942(30)9752